

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

要求水準書
(管理運営業務編)

令和6年10月

府 中 市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 本書の位置付け	1
第2節 一般概要	1
1 事業名称	1
2 業務実施場所	1
3 対象施設	2
4 業務内容	2
5 業務期間	2
6 本施設の基本性能	3
第3節 一般事項	3
1 本書の遵守	3
2 関係法令等の遵守	3
3 生活環境影響調査の遵守等	3
4 本市への報告・協力	3
5 関係官公署への報告・届出	3
6 一般廃棄物処理実施計画の遵守	3
7 本市の検査	3
8 実施状況のモニタリング	4
9 本施設における新技術等の実験	4
10 関係官公署の指導等	4
11 労働安全衛生・作業環境管理	4
12 防火管理・防災管理	5
13 警備・防犯	5
14 緊急時対応	5
15 急病等への対応	6
16 災害発生時等の協力	6
17 地元雇用・地域貢献	7
18 本業務の円滑化に向けた取組	7
19 雇用機会の創出	7
20 個人情報の保護	7
21 セキュリティインシデントへの対応	7
22 保険	7
23 業務実施計画書及び業務計画書の作成	7
第4節 管理運営条件	10

1 本業務に関する図書.....	10
2 提案書の変更.....	10
3 要求水準書記載事項.....	10
4 契約金額の変更.....	10
5 本業務期間終了時の引渡し条件.....	10
第2章 管理運営体制	13
1 業務実施体制.....	13
2 有資格者の配置.....	13
3 連絡体制.....	13
第3章 受付業務	14
1 受付管理.....	14
2 案内・指示.....	14
3 受付時間.....	14
第4章 運転管理業務	16
第1節 運転条件	16
1 処理対象廃棄物.....	16
2 処理能力.....	16
3 公害防止基準.....	16
4 用役条件.....	16
5 年間運転日数.....	16
6 運転時間.....	17
7 重機類・車両等の仕様.....	17
第2節 稼働後の安定稼働試験及び確認性能試験への協力	17
第3節 搬入管理	17
第4節 適正運転	17
第5節 搬出物の保管及び積み込み	18
第6節 運転計画の作成	18
第7節 運転管理マニュアルの作成	19
第5章 維持管理業務	20

第1節 点検・検査	20
1 点検・検査計画の作成	20
第2節 補修	21
1 補修計画の作成	21
2 補修の実施	21
第3節 精密機能検査	22
第4節 機器等の更新	22
第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施	22
第6節 改良保全	23
第6章 環境管理業務	24
第1節 環境保全	24
1 環境保全基準	24
2 環境保全計画	24
第2節 作業環境	24
1 作業環境保全基準	24
2 作業環境保全計画	24
第7章 物品・用役調達業務	25
1 物品・用役の調達・管理	25
第8章 資源化業務	26
1 資源化業務の条件	26
第9章 情報管理業務	27
1 受付業務報告	27
2 運転管理記録報告	27
3 点検・検査報告	27
4 補修・更新報告	27
5 環境保全報告	27
6 作業環境保全報告	28
7 調達結果報告	28
8 資源化業務報告	28

9 啓発業務報告.....	28
10 関連業務報告.....	28
11 施設情報管理.....	28
12 その他管理記録報告.....	28
13 施設運営管理情報の発信.....	29
第10章 啓発業務.....	30
1 啓発の条件.....	30
2 啓発業務の計画・実施.....	30
3 見学者対応.....	30
第11章 関連業務.....	31
1 清掃.....	31
2 植栽管理.....	31
3 住民対応.....	31

第1章 総 則

第1節 本書の位置付け

「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業要求水準書（管理運営業務編）」（以下「本書」という。）は、府中市（以下「本市」という。）が「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり入札参加者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業要求水準書（設計・建設業務編）」（以下「要求水準書（設計・建設業務編）」という。）に基づき整備される各施設に関する管理運営業務（以下個別に又は総称して、「本業務」という。）の各業務に関して、本市が本事業に係る基本契約に基づき、管理運営委託契約を締結する民間事業者（以下「SPC」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本市は本書の内容を事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

本書において使用されている用語は、本書に別段の定義がなされていない限り、入札説明書において定義された意味を有するものとする。

第2節 一般概要

1 事業名称

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

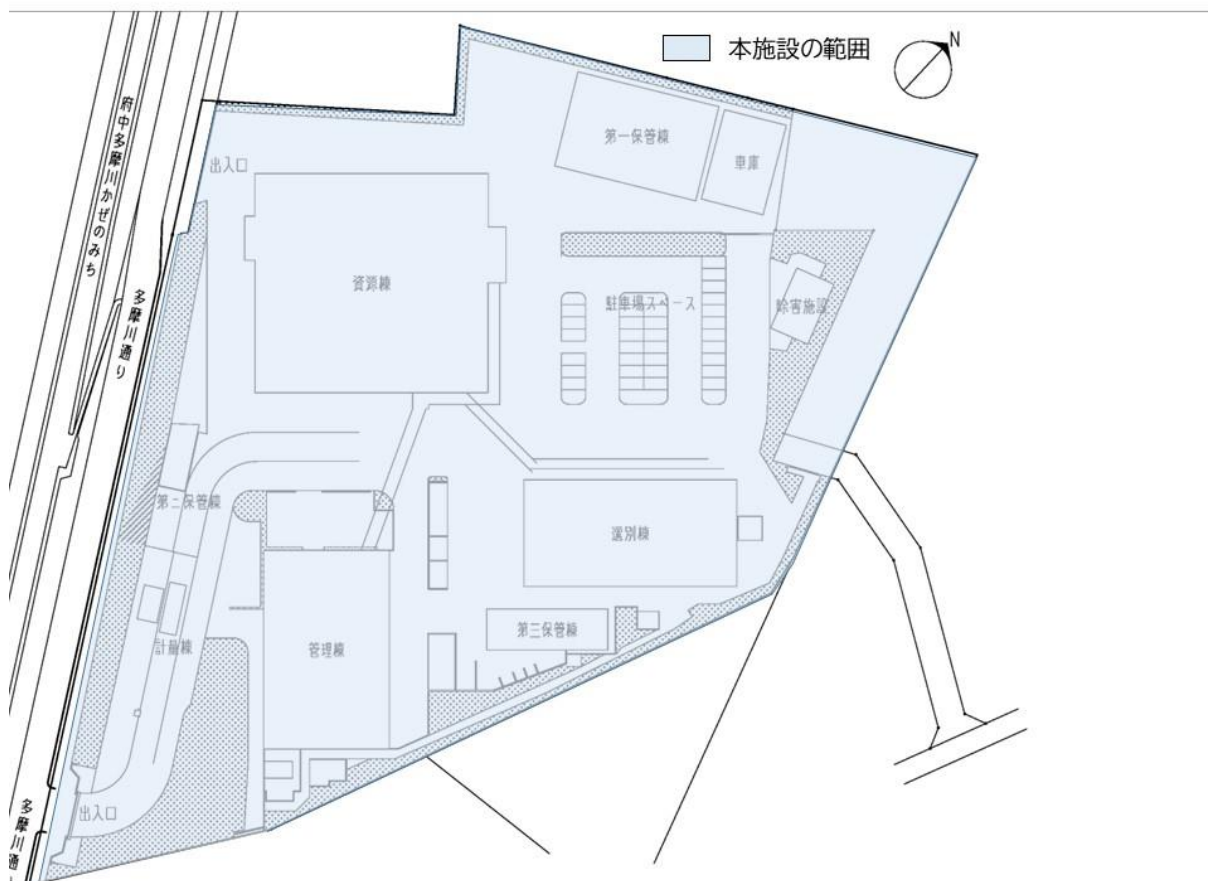
2 業務実施場所

東京都府中市四谷6丁目58番地（府中市リサイクルプラザ敷地内）

3 対象施設

要求水準書（設計・建設業務編）により整備される新施設（マテリアルリサイクル推進施設、計量器、仮置場、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障等）及び改修対象施設（管理棟及び（必要に応じて）既設計量棟）であり、下図の範囲に含まれる全ての施設（以下、「本施設」という。）。

また、要求水準書（設計・建設業務編）により本施設に納入される重機類・車両等及び建設事業者に代わり SPC が手配する要求水準書（設計・建設業務編）に定める電気自動車用急速充電器及び電気自動車用充電器や重機類等も対象とする。



4 業務内容

本業務は、本施設に関する受付業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、物品・用役調達業務、情報管理業務、啓発業務、その他関連業務であり、本書に示すとおりである。

5 業務期間

本業務の管理運営期間（以下「本業務期間」という。）は、令和 11 年 12 月から令和 31 年 3 月までとし、各施設の管理運営期間は次のとおりとする。

- (1) 新施設：令和 11 年 12 月から令和 31 年 3 月まで
- (2) 管理棟：令和 11 年 12 月から令和 31 年 3 月まで
- (3) 既設計量棟（活用し続ける場合）：令和 11 年 12 月から令和 31 年 3 月まで

6 本施設の基本性能

本書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第14節 引渡し」に示す引渡し時において、確認される施設の性能である。

第3節 一般事項

1 本書の遵守

SPC は、本書に記載される要件を遵守すること。

2 関係法令等の遵守

SPC は、関係法令等（要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第3節 1 関係法令の遵守」及び本業務に関連する法令）を遵守すること。

3 生活環境影響調査の遵守等

SPC は、「（仮称）府中市リサイクルプラザ整備・運営事業に係る生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。また、本市が実施する調査又は SPC が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

4 本市への報告・協力

- (1) SPC は、本業務に関して、本市が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。
- (2) SPC は、定期的な報告は「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「14 緊急時対応」に基づくこと。

5 関係官公署への報告・届出

- (1) 本市が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、本市の指示に従って、SPC は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て SPC が負担すること。
- (2) SPC が行う管理運営に係る報告、届出等に関しては、SPC の責任により行うこと。

6 一般廃棄物処理実施計画の遵守

SPC は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

7 本市の検査

本市が SPC の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、SPC は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8 実施状況のモニタリング

- (1) SPC は、本施設の稼働状況、事故・トラブル発生状況、維持管理状況、環境保全状況等、本業務の履行状況に関する情報について、極力、本市がリアルタイムで確認できるようにするとともに、履行実績情報が容易に確認できるようにすること。詳細は、本市と別途協議の上、決定する。
- (2) 本市は、SPC より提出される書類を元に、本業務の履行状況について、毎月、モニタリングを実施する。SPC は、本市が、モニタリングできるよう、毎月、本業務に関する報告会議を主催すること。
- (3) SPC は、上記のほか、日常においても自らモニタリングを実施し、常に本業務の適切な履行を確保すること。

9 本施設における新技術等の実験

SPC は、本施設において、本事業に支障をきたさない範囲において、SPC の責任と負担のもとで、ごみ処理技術、カーボンニュートラル及びサーキュラーエコノミー等に関する新技術や新事業等に関する実験を行うことができるものとする。実験を行う場合には、予め本市の承諾を得ること。また、実験後は実験結果を本市へ報告するとともに、原則として実験前の状態へ復旧すること。

10 関係官公署の指導等

SPC は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 管理運営委託契約書」に定める。

11 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) SPC は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。
- (3) SPC は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) SPC は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) SPC は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (6) 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (7) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、本施設の改善を行うこと。

- (8) SPC は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本市に報告すること。
- (9) SPC は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (10) SPC は、場内の整理整頓、清潔の保持に努めるとともに、空調を利用することで、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。また、従業者の屋外作業は原則禁止とすること。
- (11) 本施設内の植栽を適切に管理すること。

12 防火管理・防災管理

- (1) SPC は、「消防法」(昭和 23 年法律第 186 号) 等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した防火・防災管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。
- (3) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (4) SPC は、入念な防火管理を行うこと。
- (5) 火災発生時に備え、火災発生時対策マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (6) SPC は、安全確保に必要な防火・防災訓練、避難訓練等を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (7) SPC は、府中消防署が主催する自衛消防訓練審査会に参加すること。
- (8) 浸水対策として、夜間や休日等の不在時の閉門管理を行うこと。

13 警備・防犯

- (1) SPC は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。
- (3) SPC は、本施設の警備のため定期的な巡回を実施し、特に第三者の安全を確保すること。
- (4) SPC は、本市から貸与される鍵の保持状況等を記録するなど適切に管理すること。
- (5) SPC は、本施設の機械警備・火災報知設備からの発報・警備会社等からの連絡に対応すること。

14 緊急時対応

- (1) SPC は、地震・火災・浸水等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の本業務の中断をもたらす可能性があるあらゆる事象について本業務の目標復旧時間、目標復旧レベルを実現するための組織体制、初動対応計画 (IMP)、事業継続計画 (BCP)、事業復旧計画 (BRP)、訓練計画、改善計画、対応マニュアル等を定めた BCM(事業継続マネジメント)を策定し、本市の承諾を得ること。なお、SPC は策定した BCM に基づき、定期的に点検・訓練等のマネジメントを行うことで、全従業者に BCM を浸透させるとともに、有事の際の実行性を高めること。また、点検・訓練等の結果に応じて随時改善すること。改善した BCM に

については、本市に報告し、本市の承諾を得ること。

- (2) SPC は、地震・火災・浸水等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時には、従業員の安全確保を最優先するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、緊急時において、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。
- (3) SPC は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に本施設を復旧し、運転管理を継続すること。なお、SPC は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。改善した緊急対応マニュアルについては、本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (4) SPC は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (5) SPC は、緊急対応マニュアルに基づき、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (6) 緊急時に対応した場合、SPC は直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

15 急病等への対応

- (1) SPC は、本施設への来場者、従業員の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、本市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) SPC は、本施設に AED を複数設置すること。設置位置は、本施設内の来場者及び従業員の所在・動線等を踏まえ、適切な位置で管理棟には必ず設置すること。また、設置した AED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

16 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、災害廃棄物や搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、本市が本施設での受入及び処理を実施しようとする場合（他自治体の廃棄物を本市が本施設での受入及び処理を実施しようとする場合を含む）、SPC は管理運営について支援を行うこと。なお、これに関する本施設の管理運営費用については、変動費での支払いを基本としつつ必要となる対応を踏まえ、本市との協議により決定する。また、SPC は、本市が災害廃棄物の処理に関して災害等廃棄物処理事業費補助金等の財政支援を受ける場合、本補助金の申請等に関して支援すること。

17 地元雇用・地域貢献

- (1) SPC は、本業務に関して、府中商工会議所等の関係機関を活用し、本市での積極的な雇用促進、物品・資材の調達及び補修工事等の発注などを行い、地域の活性化に貢献すること。
- (2) SPC は、事業実施場所周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

18 本業務の円滑化に向けた取組

SPC は、本市が別途契約するごみ収集業者、搬出物運搬業者から意見を聴取する等を行い、本業務実施の円滑化を図ること。

19 雇用機会の創出

SPC は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）等の法律の目的を踏まえ、多様な雇用機会の創出に努めること。また、シルバー人材センターの活用を考慮すること。

20 個人情報の保護

SPC は、個人情報の適正な取扱いの確保について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに基づき規定されている府中市個人情報の保護に関する条例（平成 15 年条例第 8 号）等を遵守すること。

21 セキュリティインシデントへの対応

- (1) SPC は、マニュアルの整備、本事業へ関わる従業員への教育等、セキュリティインシデント（情報資産の流出・消失等、情報セキュリティ上の脅威となる事象）の発生を予防するとともに、発生時の対応体制を整備すること。
- (2) SPC は、セキュリティインシデントが発生した場合は、その内容を本市へ報告するとともに、被害を最小限に抑制すること。また、セキュリティインシデントが発生した原因、講じた被害抑制対策、今後の対応策等を記した報告書を本市へ提出すること。

22 保険

SPC は、本業務期間中、本事業を確実に安定的に実施するために必要と考えられる保険に加入すること。

23 業務実施計画書及び業務計画書の作成

- (1) SPC は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。
- (2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、本市への各種報告様式等を含むこと（表 1 参照）とし、その内容については、本市との協議により決定すること。

- (3) SPC は、各年度の業務を開始する 30 日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を本市に提出し、当該年度の業務を開始する前に、本市の承諾を得ること。

表 1 業務実施計画書の構成（参考）

総則	
管理運営体制計画書	
受付業務実施計画書	
運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式	等を含む
維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画	等を含む
環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画	等を含む
物品・用役調達業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画	等を含む
資源化業務実施計画書	
情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領	等を含む
啓発業務実施計画書	
その他関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・住民対応要領・体制	等を含む

第4節 管理運営条件

1 本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

- (1) 府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 管理運営委託契約書
- (2) 府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 本書
- (3) 府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 要求水準書（設計・建設業務編）
- (4) 府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 提案書
- (5) その他本市の指示するもの

2 提案書の変更

SPC が提出した本業務に関する提案書の内容は、原則的に変更できない。ただし、本市の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本書に適合しない箇所が発見された場合には、SPC の責任において本書を満足させるように対応すること。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営することを妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、必要と認められるものについては、SPC の責任において対応すること。

(2) 要求水準書における（参考）取扱い

本書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。SPC は「（参考）」と記載されたものについて、本業務を行うために必要と認められるものについては、SPC の責任において対応すること。

4 契約金額の変更

上記 2、3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

SPC は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、本市の承諾を得た上で、本施設を本市に引き渡すこと。

(1) 本施設の性能に関する条件

- 1) 本施設の基本性能が確保されており、本市が本書に記載のある業務を、事業期間終了後も 10 年以上継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 2) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 3) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの。）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む。）については除く。
- 4) SPC は、引渡時において以下の確認を行うこと。
 - ① SPC は、要求水準書（設計・建設業務編）「第 1 章 第 7 節 2 引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。
 - ② SPC は、全ての設備（プラント機械設備、土木・建築設備（要求水準書（設計・建設業務編）「第 4 章 土木建築工事」、「第 6 章 跡地整備工事」、「第 7 章 管理棟改修工事」の対象設備）を含む。）について以下の確認を行うこと。
 - i 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
 - a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
 - b) 浸水、漏水等がないこと。
 - c) その他、異常がないこと。
 - ii 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）
 - a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
 - d) その他、異常がないこと。
- 5) SPC は、引渡時に支障のない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を本市の立会のもとに実施する。当該検査の結果、本施設が事業期間終了後 10 年間以上業務を継続して実施することに支障がある場合は自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。
- 6) 建設事業者に代わり SPC が要求水準書（設計・建設業務編）に定める電気自動車用急速充電器及び電気自動車用充電器や重機類等を手配する場合は、本市が事業期間終了後 10 年間以上業務を継続して実施することに支障がないよう、本業務の範囲においてリース契約等の延長、市への引渡等を行うこと。

(2) 管理運営業務の引継ぎに関する条件

- 1) 本市が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、本市へ業務の引継ぎを行うこと。

- 2) 引継ぎ項目は、本施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本書及び管理運営委託契約書に基づき SPC が作成する図書等の内容を含むものとする。
 - 3) SPC は、本市が指定する、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ SPC が作成し、本市の承諾を得ること。
 - 4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、SPC は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。
 - 5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。
- (3) その他
- 1) 水槽等に残留する廃棄物・排水等は原則処理すること。
 - 2) 本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、本市と SPC の協議により決定するものとし、協議は本業務 16 年目（令和 26 年 12 月）から開始する。

第2章 管理運営体制

1 業務実施体制

- (1) SPC は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。特に、PFI・DBO 事業等、官民連携によるごみ処理事業における発注者との連絡調整業務の経験者の配置に努めること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。
- (2) SPC は、整備した業務実施体制について本市に報告し、本市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業者に対して、必要な研修を実施すること。

2 有資格者の配置

- (1) SPC は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 21 条第 1 項に基づく技術管理者を配置すること。また、運営開始後 2 年間以上において、マテリアルリサイクル推進施設の現場総括責任者としての経験を有する同一の技術者を、本事業の技術管理者として専任で配置すること。
- (2) SPC は、本施設に電気主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者は、「電気事業法」（昭和 37 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和 5 年 3 月 20 日改正）」に基づき選任されるものとする。SPC は、本施設の自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たす責任を有するものとする。
- (3) SPC は、「火災予防条例」（昭和 37 年 3 月 31 日条例第 65 号）第 55 条の 5 に基づく自衛消防活動中核要員を同条例で規定する必要人員数配置すること。
- (4) SPC は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者（安全管理者、衛生管理者、酸素欠乏危険作業主任者等）を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

3 連絡体制

SPC は、平常時および緊急時の本市等への連絡体制（緊急時対応については、第 1 章第 3 節 14 (4)による）を整備し、本市の承諾を得ること。連絡体制の構築にあたっては、本市が常時事業の状況を把握・確認できるように配慮すること。また、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までは、本市と連絡をとることが可能な体制とすること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。

第3章 受付業務

SPC は、本書、関係法令、事業者提案等を遵守し、適切な受付業務を行うこと。

1 受付管理

- (1) SPC は、計量設備において、委託収集車、直接持ち込み車に対して計量手続きを行うこと。
- (2) SPC は、本施設から発生する搬出物等を搬出する車両についても、計量設備において計量し、確認・記録すること。また SPC は、計量データ品目の変更追加や記録様式の変更を本市の求めに応じて行うこと。
- (3) SPC は、計量設備で利用するカードリーダー用登録カード（別方式の場合は別途協議）の作成を本市から求められた際にはこれに応じること。
- (4) SPC は、計量設備で受け付ける廃棄物について、本市が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入基準を満たしていないもの（以下、「搬入禁止物」という。）を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ、本市が定める対処方針に従い受付可否の対応を行うこと。また、搬入基準等の説明を行うこと。なお、本市は、本市が定める搬入基準及び搬入禁止物に関する対処方針に変更がある場合、事前に SPC へ報告するものとする。
- (5) SPC は、本施設に直接持ち込みごみを搬入しようとするものから、本市が定める料金を、本市が定める方法で本市に代わり収納すること。
- (6) SPC は、収納した料金を、本市が定める方法によって本市へ引き渡すこと。
- (7) SPC は、市民からの粗大ごみの搬入に関する問合せへの対応を行うこと。
- (8) SPC は、市民の粗大ごみの直接持ち込み車に対して、本市の指定する粗大ごみ搬入予約システムを使用して受付管理を行うこと。

2 案内・指示

- (1) SPC は、安全に搬入が行われるように、敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) SPC は、誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外で渋滞する場合には、敷地外の渋滞解消を最優先とし、敷地内外の交通整理を行うこと。

3 受付時間

- (1) SPC は、表 2 に示す受付時間において、計量設備において受付管理を行うこと。
- (2) SPC は、表 2 に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。
- (3) SPC は、表 2 に示す受付時間外であっても、本市が指示する日及び時間について受付管理を行うこと。

表 2 本施設（管理棟を除く）の受付時間

受付日	月曜日から金曜日、第 2・第 4 土曜日（祝日含む）
受付時間	平日：午前 7 時 30 分～午後 4 時 土曜日：午前 9 時～午前 11 時 30 分
年末年始	原則 12/29、30、1 月最初の土日

第4章 運転管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、本施設の設備を用いて適切に運転管理業務を実施すること。

第1節 運転条件

1 処理対象廃棄物

要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第2節 計画主要項目」を参照のこと。

2 処理能力

本施設については、以下の処理を可能とすること。

- | | |
|--|---------------|
| (1) 燃やさないごみ | : 2,806 t/年以上 |
| (2) 粗大ごみ | : 1,827 t/年以上 |
| (3) プラスチック | : 5,166 t/年以上 |
| (4) びん | : 2,009 t/年以上 |
| (5) かん | : 670 t/年以上 |
| (6) ペットボトル | : 957 t/年以上 |
| (7) ふとん | : 124 t/年以上 |
| (8) その他、有害ごみ・危険ごみ、剪定枝の受入れを行うこと。有害ごみ、危険ごみについては選別を行い、蛍光灯については破碎処理、スプレー缶については穴空け後に圧縮プレス、小型充電式電池については絶縁処理を行うこと。これらの作業は屋内で行うこと。 | |

3 公害防止基準

要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第3節 公害防止条件」参照

4 用役条件

要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第2節 5 立地条件」参照

5 年間運転日数

- (1) 各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。
- (2) 運転日は月曜日から金曜日で計画し、土曜日及び日曜日の運転は不可とする。年末年始の運転日は、12月29日、12月30日、1月の最初の土曜日・日曜日を原則とし、別途、本市と協議の上で決定する。
- (3) 要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第2節 計画主要項目」に示されたごみに対し、1系列あたり90日以上計画作業日における安定運転が可能とすること。

6 運転時間

5時間/日とする。

7 重機類・車両等の仕様

- (1) SPC は、本施設に係る本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。
- (2) SPC は、重機類・車両等の選定にあたっては、環境配慮型を選定すること。

第2節 稼働後の安定稼働試験及び確認性能試験への協力

SPC は、本事業に係る基本契約に基づく建設工事請負契約を締結する民間事業者（以下「建設事業者」という。）が、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 3 安定稼働試験」及び「第1章 第7節 4 確認性能試験」に基づき実施する試験に関して、建設事業者と協議の上、必要な協力を行うこと。

第3節 搬入管理

- (1) SPC は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を案内・指示すること。また、搬入作業は屋内で行うこと。
- (2) SPC は、本施設に搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ本市が定める対処方針に従い搬入可否の対応を行うこと。
- (3) SPC は、搬入禁止物を発見した場合、一時保管後、本市が定める対処方針に従い、対処すること。
- (4) SPC は、直接持ち込みごみの荷下ろし時に適切な指示説明を行うこと。
- (5) SPC は、月1回以上プラットホーム内での搬入検査（展開検査）を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。検査の実施に当たっては、本市の立会について確認すること。また、本市が搬入検査を実施する場合は、協力すること。
- (6) SPC は、本施設への委託収集の車両による本施設外での廃棄物等の飛散を防止するために、必要に応じて適切な指示をすること。

第4節 適正運転

- (1) SPC は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に本施設の運転を行い処理すること。また、自らが行う検査によって、適切な運転であることを確認すること。本業務開始後に法令等により搬入基準が変更となり、処理対象廃棄物の項目が細分化又は統合した場合でも本業務開始時による体制で関係法令、公害防止基準、基本性能等を遵守できる場合は、適切な運転を行い対応すること。
- (2) SPC は、公害防止基準値を超過したことが判明した場合、直ちに本市に報告し本市の指示に従うこと。
- (3) SPC は、搬入された粗大ごみ、燃やさないごみについて、破碎機投入前までに十分な選別

を行い、火災・爆発事故防止を図るとともに、可能な限り製品プラスチックを別途回収すること。

- (4) SPC は、本施設からの搬出物が関係法令、要求水準書（設計・建設業務編）「第 1 章 第 7 節 表 1-2 性能保証項目」、「第 2 章 第 2 節 4 品質基準」等を満たすように適切に運転すること。また、本市が指示する時期に、指示する搬出形態での搬出が可能となるように適切に運転すること。なお、これらに関連して本施設の運転方法や運転管理体制が変更となった場合の費用負担等は、本市との協議による。
- (5) SPC は、本市がプラスチック使用製品廃棄物のべールに関して、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）第 32 条スキームの他、同第 33 条スキームを活用する場合でも対応できるよう本施設を適切に運転すること。また、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物を分けて搬出する場合や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）をプラスチック使用製品廃棄物のべール化対象とする場合及びしない場合の両方に対応する等、本市の資源化に協力すること。
- (6) SPC は、搬出物が上記の関係法令、基準等を満たさない場合、当該廃棄物を上記の関係法令、基準等を満たすよう必要な処置を行うこと。なお、当該費用は SPC の負担とする。
- (7) SPC は、一日の作業終業時に、各処理系列の処理装置・選別装置・搬送装置上に処理対象物・処理物が残らないように運転すること。
- (8) SPC は、工場棟内の定期的な清掃により、場内を清潔に保つことで、粉じんの堆積防止、ねずみ等の害獣や害虫の住みつき防止を図ること。
- (9) SPC は、設計数値を遵守した運転を行うとともに本施設を安全・安定的に運転することを前提に、一層の使用電力の最小化（省エネ）を図ること。

第5節 搬出物の保管及び積込み

SPC は、本施設より排出される全ての処分物、資源物が適正処分に支障のないように、適切に保管すること。また、搬出の際の積込み作業を行うこと。これらの作業は屋内で行うこと。

第6節 運転計画の作成

- (1) SPC は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) SPC は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 機器の定期点検、定期補修等については、安全な作業が確保できることを前提に、本施設でのごみの受入に支障をきたさないようにするとともに、各処理系列の停止期間の短縮化に努めること。
- (4) SPC は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (5) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、本市の承諾を得た上で、計画を実施すること。

- (6) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本市と協議の上、計画を変更し、本市の承諾を得ること。
- (7) SPC は、上記の運転計画とは別に、繁忙期等、本市が指示した時期や期間に関する運転計画を作成すること。

第7節 運転管理マニュアルの作成

- (1) SPC は、本施設に搬入される廃棄物（特に、リチウム蓄電池製品やカセットボンベ等の火災・爆発事故の原因となるもの、従業者の安全・衛生管理上重要なもの）の取扱い、本施設の運転操作に関する操作方法や公害防止基準値を確実に遵守するための運用方法等を記載した運転管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) SPC は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、本市の承諾を得ること。

第5章 維持管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、本施設の維持管理業務を実施すること。なお、維持管理業務には、新施設・管理棟・既設計量棟に関する土木・建築設備も含め、点検・検査、補修、更新等の計画・実施をすること。また、特に来場者等第三者が立ち入る箇所については、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等に配慮すること。

第1節 点検・検査

1 点検・検査計画の作成

- (1) SPC は、本施設でのごみの受入に支障をきたさずに、点検および検査を効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。
- (2) SPC は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。作成にあたっては、本施設の建設事業者が作成し、本市の承諾を得た施設保全計画に基づいた内容とすること。
- (3) SPC は、全ての点検・検査については、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

第2節 補修

1 補修計画の作成

SPC が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえ、本施設の基本性能を発揮するために必要となる各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

- (1) SPC は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。作成にあたっては、施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくとともに、本施設の建設事業者が作成し、本市の承諾を得た施設保全計画に基づいた内容とすること。
- (2) SPC は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。更新した補修計画について、本市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本市に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、本市の承諾を得ること。

2 補修の実施

- (1) SPC は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。屋根防水、壁面等、建築物については、本施設の建設事業者が作成し、本市の承諾を得た施設保全計画での設定時期までに確実に実施すること。
- (2) SPC は、補修に際して、補修工事施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、本市との協議による年数保管すること。
- (4) SPC が行うべき補修の範囲は「表 3 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 3 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第3節 精密機能検査

- (1) SPC は、本施設について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号）に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) SPC は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、精密機能検査においては、要求水準書（設計・建設業務編）「第 1 章 第 7 節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験と同等の方法によって、施設処理能力、破砕能力、選別能力（純度・回収率）、破袋・除袋能力を試験し、評価すること。
- (3) SPC は、精密機能検査の結果を本市に報告するとともに、精密機能検査の結果踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第4節 機器等の更新

- (1) SPC は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、本市に提出すること。作成した更新計画について、本市の承諾を得ること。作成にあたっては、本施設の建設事業者が作成し、本市の承諾を得た施設保全計画に基づいた内容とすること。
- (2) SPC は、本業務期間中に本市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、本市に提出すること。作成した更新計画について本市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、更新計画の対象となる本施設の機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久度・消耗状況により、SPC の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施

- (1) SPC は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他の施設編）」（令和 3 年 3 月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）等に基づき、本施設の建設事業者が作成する施設保全計画を踏まえ、長寿命化総合計画の作成支援を行うこと。
- (2) SPC は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、本市が長寿命化総合計画を更新する時は支援すること。
- (3) SPC は、作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

第6節 改良保全

- (1) SPC は、本市に対して、本施設の改良保全や新技術の採用に関する計画を積極的に提案すること。また、本市が改良保全や新技術の採用を計画する場合は、その検討に協力すること。
- (2) 改良保全や新技術の採用の実施に関しては、財産処分を含め、本市において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

第6章 環境管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第2節 6参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように環境管理業務を行うこと。

第1節 環境保全

1 環境保全基準

- (1) SPC は、公害防止基準、環境保全関係法令、生活環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) SPC は、本業務に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本市と協議し、本市の承諾を得ること。

2 環境保全計画

- (1) SPC は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) SPC は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) SPC は、環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。
- (4) SPC は、本業務に関わる組織活動について自主的に環境マネジメントシステムを整備し環境活動を実施すること。

第2節 作業環境

1 作業環境保全基準

- (1) SPC は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) SPC は、本業務に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) SPC は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本市と協議し、本市の承諾を得ること。

2 作業環境保全計画

- (1) SPC は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) SPC は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) SPC は、作業環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。

第7章 物品・用役調達業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、物品・用役調達業務を実施すること。

1 物品・用役の調達・管理

- (1) SPC は、経済性を考慮し、本施設に関する備品・什器・物品・用役（ただし、電力は除く）の調達計画を作成し、本市に提出すること。その際、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策に配慮すること。なお、管理棟のうち本市事務室における事務機器、什器、事務用品等の消耗品は本市が負担するが、それ以外の各居室の備品・什器・物品については調達計画に含むこと。
- (2) CO₂ 排出係数の低い燃料等、用役の調達にあたっては、管理運営業務の実施に伴う CO₂ 排出量の削減を最大限考慮すること。
- (3) SPC は、災害発生等のため見学者や運転員等を本施設に一時的に滞在させることを見込み、見学者 20 人と運転員等の 7 日間分の食料品と水を備蓄すること。また、本施設の対応については、管理棟、搬入や受入に関わる各装置、生活用水ポンプ、消火栓ポンプの運転、電気室の空調等の重要換気装置等を 3 日間（24 時間/日）稼働できるだけの物品・用役を備蓄しておくこと。
- (4) SPC は、調達計画に基づき本施設に関する備品・什器・物品・用役（ただし、電力は除く）を調達する。
- (5) SPC は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し本市に報告すること。
- (6) SPC は、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。
- (7) SPC は、本市が調達する電力に関連して必要な手続き等がある場合は、手続きの支援を行うこと。

第8章 資源化業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第 1 章第 2 節 6 参照）を十分に発揮し、経済性、地域性を配慮し、適切な資源化業務を行うこと。

1 資源化業務の条件

- (1) SPC は、本施設へ搬入されるプラスチックの資源化に関する探索（再商品化認定ルートの市況や資源化業者の探索等）を行うことで、今後、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に基づき、本市がプラスチック使用製品廃棄物の資源化を円滑に行えるように支援すること。
- (2) SPC は、本施設から搬出される資源物について、資源化先の探索を行うこと。
- (3) SPC は、毎年度、上記の探索を行うこと。
- (4) SPC は、上記の資源化先と本市における取引事務に必要な手続き等の支援を行うこと。

第9章 情報管理業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

1 受付業務報告

- (1) SPC は、第 3 章受付業務に基づく実施実績を記載した受付業務報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

2 運転管理記録報告

- (1) SPC は、運転計画（第 4 章第 6 節 参照）に基づき、本施設への種別搬入量、運転データ（処理量・搬出量、稼働時間等）、用役データ（電気、燃料、薬品、上水等）の内容を記載した運転日誌、日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) SPC は、運転管理に関する報告書記載事項に関し、本市が求めた場合は、随時、情報報告を行うこと。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

3 点検・検査報告

- (1) SPC は、点検・検査計画（第 5 章第 1 節 1 参照）に基づき実施した点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書、精密機能検査計画（第 5 章第 3 節 参照）に基づき実施した精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

4 補修・更新報告

- (1) SPC は、補修計画（第 5 章第 2 節 参照）に基づき実施した補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画（第 5 章第 4 節 参照）に基づき実施した更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

5 環境保全報告

- (1) SPC は、環境保全計画（第 6 章第 1 節 2 参照）に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）につい

ては、本市と協議の上、決定すること。

6 作業環境保全報告

- (1) SPC は、作業環境保全計画（第 6 章第 2 節 2 参照）に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

7 調達結果報告

- (1) SPC は、調達計画（第 7 章 1 参照）に基づき実施した調達結果を記載した調達報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

8 資源化業務報告

- (1) SPC は、第 8 章 1 資源化業務の条件に基づき実施した資源化先探索等の結果を記載した報告書を作成し、本市に提出すること。

9 啓発業務報告

- (1) SPC は、啓発業務計画（第 10 章 2 (1)参照）に基づき実施した啓発業務実績を記載した啓発業務報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

10 関連業務報告

- (1) SPC は、関連業務（清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、住民対応。詳細は第 11 章参照）の報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と協議の上、決定すること。

11 施設情報管理

- (1) SPC は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に亘り適切に管理すること。
- (2) SPC は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、本市の承諾を得ること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本市と協議の上決定すること。

12 その他管理記録報告

- (1) SPC は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は SPC が自主的に管理記録する項

目で、本市が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、本市に提出すること。

- (2) SPC は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、本市と別途協議の上、決定すること。
- (4) SPC は、管理記録に関するデータを、本市との協議による年数分を保管すること。

13 施設運営管理情報の発信

- (1) SPC は、ウェブサイトを作成し、環境保全計画（第 6 章第 1 節 2 参照）に基づき計測した環境保全状況、維持管理の状況に関する情報、ごみ量・ごみ質及び自ら行ったモニタリング結果等について情報発信すること。情報発信は、極力、リアルタイムで行うものとするが、発信頻度、発信内容の詳細については、本市と別途協議の上、決定すること。
- (2) 前項のウェブサイトの作成に当たって調達するシステム等については、本市の承諾を得ること。

第10章 啓発業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な啓発業務を行うこと。

1 啓発の条件

SPC は、本施設の啓発業務の計画・実施にあたり、以下に示す目標が実現されるように計画・実施すること。なお、管理棟においては本市が専用使用するエリア以外は、SPC は啓発業務に利用できることを念頭に計画を作成すること。

- (1) 排出されたごみの処理及び資源化され再利用されるまでの一連の流れ、廃棄物処理における本施設の役割が理解されること。
- (2) ごみと環境問題、リチウム蓄電池製品や搬入禁止物による施設への影響に関する情報発信、体験型学習の場の提供等により、脱炭素社会及び循環型社会形成への意識向上、3R 推進・ごみ分別ルール徹底の意識向上が促進されること。
- (3) 啓発に当たっては、SPC が作成するウェブサイトや SNS サービスを活用すること。

2 啓発業務の計画・実施

- (1) SPC は、時代に応じた啓発メニューの更新等を検討したうえで、毎年度、啓発業務計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 啓発業務計画の作成に際しては、啓発設備の利用・見学時間等を考慮するとともに、「1 啓発の条件」を踏まえて作成すること。
- (3) 毎年度の啓発業務計画の作成においては、前年度の利用状況等を踏まえ、見直すこと。
- (4) SPC は、啓発業務に必要となる調度品（展示用陳列ケース、研修室・会議室等の机や椅子等）を計画・リスト化すること。
- (5) SPC は、毎年度の啓発業務計画に基づき、啓発業務を実施すること。
- (6) SPC は、要求水準書（設計・建設業務編）「第3章 第14節 4 (3) 説明用パンフレット」に示す説明用パンフレット（一般用、子供用、外国人用）の内容を含む住民向けに配布する啓発冊子を本市と調整のうえ作成すること。なお、電子データを本市に引き渡すこと。
- (7) 住民向けに配布する啓発冊子の権利関係は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第10節 4 実施設計図書の提出」の扱いに準じる。

3 見学者対応

- (1) SPC は、見学者の受付を行うとともに、見学者へ本施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明、その他の対応を行うこと。また、本市が受け付けた行政視察等への対応支援を行うこと。
- (2) SPC は、見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、見学者の感染予防に留意した対応を図ること。

第11章 関連業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

1 清掃

- (1) SPC は、本施設の清掃計画を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
- (2) SPC は、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

2 植栽管理

- (1) SPC は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、植栽管理計画に基づき、本施設内の植栽を適切に管理すること。

3 住民対応

- (1) SPC は、常に適切な管理運営を行い、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) SPC は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合にも、適切に対処すること。
- (3) SPC は、本市とともに地元への説明会等を積極的に開催すること。

別紙1 測定項目及び頻度（1／2）

項目	測定項目	頻度
組成分析	燃やさないごみの組成分析 (調査項目は本市との協議で決定する。)	1回/月以上 (1回当たりのサンプル量： 約200kg)
	プラスチックの組成分析	
	プラスチック処理系列の搬入物・可燃残さの組成分析 (試験方法は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が 制定する「品質評価方法」に準拠すること。)	各1回/月以上 (1回当たりのサンプル量： 60～80kg)
	プラスチック処理系列のべール品の組成分析 (試験方法は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が 制定する「品質評価方法」に準拠すること。)	1個/月以上
	注：プラスチックの組成分析用の各サンプル（プラスチック処理系列の搬入物・可燃残さ・べール品）は、同一日にサンプルを行うこと。可燃残さのサンプル量が60～80kgに満たない場合の取扱いについては、本市との協議で決定する。	
	ペットボトルの組成分析	
	ペットボトル処理系列の搬入物・可燃残さの組成分析 (試験方法は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が 制定する「PETボトル分別基準適合物の品質調査につい て」に準拠すること。)	各1回/月以上 (1回当たりのサンプル量： 45kg以上)
	ペットボトル処理系列のべール品の組成分析 (試験方法は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が 制定する「PETボトル分別基準適合物の品質調査につい て」に準拠すること。)	1個/月以上
注：ペットボトルの組成分析用の各サンプル（ペットボトル処理系列の搬入物・可燃残さ・べール品）は、同一日にサンプルを行うこと。可燃残さのサンプル量が60～80kgに満たない場合の取扱いについては、本市との協議で決定する。		
純度・回収率	燃やさないごみ・粗大ごみ処理系列の純度・回収率 (試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験を参考に 本市との協議で決定する。)	1回/月以上
	かん処理系列の純度・回収率 (試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験を参考に 本市との協議で決定する。)	1回/月以上
	びん処理系列の純度・回収率 (試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験を参考に 本市との協議で決定する。)	1回/月以上

別紙1 測定項目及び頻度（2／2）

項目	測定項目	頻度
騒音・振動・悪臭	騒音（「騒音規制法」による各時間区分（朝、昼間、夕、夜間）について測定を実施すること。）※ （試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験に準じること。）	2回/年以上
	振動（「振動規制法」による各時間区分（昼間、夜間）について測定を実施すること。）※ （試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験に準じること。）	2回/年以上
	悪臭※ （試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験に準じること。）	2回/年以上
原水（除害施設入口）、 下水道放流水（プラント排水、生活系排水）	下水排除基準（下表参照）※ （試験方法は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験に準じること。）	1回/2か月以上

※の測定場所については、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第7節 2 引渡性能試験」の規定に基づき実施する引渡性能試験と同じ場所にすること。

下水排除基準

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
温度	45℃未満
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 以下
浮遊物質	600mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/L 以下
窒素含有量	120mg/L 以下
燐含有量	16mg/L 以下
沃素消費量	220mg/L 以下